

令和元年度 9月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
下水道建設課 18000043	H30. 10. 19	北部第 1 5 汚水幹線工事その 2	株式会社浅川組 池内 茂雄	199,301,040	172,102,332			163	H30. 10. 20 H31. 3. 31	
	H31. 3. 13							280	H30. 10. 20 R1. 7. 26	
	R1. 7. 16							346	H30. 10. 20 R1. 9. 30	
	R1. 9. 25							346	H30. 10. 20 R1. 9. 30	0.96%
下水道建設課 18000047	H30. 11. 5	中央処理区支線工事その 5	三笠建設株式会社 村山 宣博	98,874,000	88,970,400			146	H30. 11. 6 H31. 3. 31	
	H31. 3. 4							320	H30. 11. 6 R1. 9. 21	
	R1. 9. 6							400	H30. 11. 6 R1. 12. 10	
下水道建設課 18000049	H30. 11. 26	北部第 1 7 汚水幹線工事	三笠建設株式会社 村山 宣博	216,398,520	186,732,000			125	H30. 11. 27 H31. 3. 31	
	H31. 3. 4							300	H30. 11. 27 R1. 9. 22	
	R1. 9. 6							395	H30. 11. 27 R1. 12. 26	

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000043号
工 事 名	北部第15汚水幹線工事その2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ300mmVP管推進工 低耐荷力泥水方式 L=564.80m φ300mmRS管推進工 高耐荷力泥水方式 L=24.90m</p> <p>マンホール工（組立2号-5, 2号レジン-2） 7箇所 付帯工 1式 水道管移設工 1式</p>
変更の理由	<p>北部第15汚水幹線工事その2（和歌山市松江東4丁目地内から松江地内まで）において、現場調査の結果、工事影響範囲における道路の傷みが当初想定よりも広いことから、舗装復旧工の施工面積を増とし変更した。このことにより、建設工事請負契約第18条の規定により設計図書の変更を行い、同24条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。</p>

年 度	平成 3 0 年度
工 事 番 号	第 1 8 0 0 0 0 4 7 号
工 事 名	中央処理区支線工事その 5
変更後の工事場所	和歌山市西浜 1 丁目地内外 3 か所
変更後の工事概要	<p>管渠工(汚水・推進) ϕ200 VP管 布設工 L=91.50m ϕ150 VP管 布設工 L=11.30m 管渠工(汚水・開削) ϕ200 PRP管 布設工 L=83.50m ϕ200 VU管 布設工 L=330.80m マンホール工 31箇所 (2号-1、1号-24、楢円-2、塩ビ-4) 取付管およびます工 59箇所 付 帯 工 1式</p> <p>管渠工(雨水・開削) ϕ300 PRP管 布設工 L=38.80m</p> <p>整備面積(分流・汚水) A=1.44ha 整備面積(雨水) A=0.00ha</p>
変 更 の 理 由	<p>(1) 雑賀小学校部において、小学校の通学路・配送車の通路として利用しているため、時間制限での施工となり、日当りの施工量が短縮され、大幅に日数がかかりました。</p> <p>(2) 雑賀小学校部の施工にあたり、当初予定していた地下水位が高く、水替工で対応できないため、全路線地下水位低下工法を追加したため、工事の進捗が遅れました。</p> <p>上記理由により、受注者から建設工事請負契約書第 2 1 条に基づき、工期延長請求書が提出されたので、建設工事請負契約書第 2 3 条の規定により延期理由の内容を確認した結果、工期延長が妥当であると認められたため、80日間(令和元年12月10日まで)工期の延長をいたしたい。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000049号
工 事 名	北部第17汚水幹線工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ250mmHP管推進工 高耐荷泥土圧式 L=201.7m φ400mmHP管推進工 高耐荷泥土圧式 L=133.8m φ250mmPE管推進工 鋼製さや管ホ-リング方式(φ500mm) L=17.5m φ200mmVP管推進工 低耐荷力方式 L=20.0m φ250mmDIP管布設工 L=145.9m</p>
変 更 の 理 由	<p>φ400mm管推進工(L=133.8m)の施工において横断する、加太線 紀ノ川10号踏切に関して南海電気鉄道株式会社と計測業務及び軌道関係工事の協議に不測の日数を要した。その結果当初の工程に遅れが生じた。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。受注者より、建設工事請負契約書第21条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第23条に基づき95日間の工期延長をいたしたい。</p>